

## 平成30年6月定例教育委員会 議事録

日 時 平成30年6月7日（木）  
午前10時00分～

○山本教育長

では、皆様ご起立ください。ただいまから平成30年6月定例教育委員会を開会いたします。

最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

### 1 日程説明

○片山教育総務課長

本日は、議案が4件、報告事項5件です。審議をよろしくをお願いします。

### 2 一般報告

○山本教育長

では、一般報告を申し上げたいと思います。初夏を迎えて高校の総合体育大会ですとか、総合文化祭、各種団体の総会等イベントが盛りだくさんでしたけれども、その中でも5月23日鳥取大学との意見交換会、これは毎年開催しておりますが、今年は教員が不足してきているという状況も踏まえて、少し教員免許を取ってもらう学生を増やしていくようなことですか、あるいは大学院生に非常勤講師として現場に出るいただくような、そういったことができないだろうか、そういったことへの協力依頼なども併せて行ったところです。また、鳥大の方からは、従来は教員採用試験に向けての説明会を年1回開催していたけれども、それを複数回、時期を変えたりしてやってはどうかという御提案もいただいており、そうしたことも含めてこれから鳥大との連携をしっかりとしながら、地元で教員になってもらう者を増やしていくような取組みを強化して参りたいと思っております。

5月28日には、運動部活動の在り方の検討会を開催したところです。市町村教育委員会の代表の方、あるいは学校現場の、これは私立学校も含んだ校長の代表、あるいは体育団体、競技団体等を交えて休業日の設定ですとか効率的な部活動のための取り組みなどについて、とりあえず意見を出していただくという会でした。教職員の働き方改革という観点もありますので、幅広く意見交換をしようということでした。詳細は後ほど報告させていただきますが、何らかの形で本県としての部活動の在り方に対する方針のようなものを今年まとめていければと考えているところです。

5月31日には、鳥取県産業人材育成強化会議ということで、これは知事部局で開催された会議ですが、人材が不足してきている、これは景気がいいということもあるわけですが、不足してきている中で鳥取県の中でどうやって産業人材を育成していくかということについて、経済界・教育界・行政等が一堂に介して検討するといったことで、とりあえず現在のそれぞれの不足している状況ですとか、こういう人材がほしいというようなことを、それぞれの立場で出させていただいて共通理解を図ったということです。今後ワーキンググループなどをつくり、その中で、例えば教育ですと、

高校の専門学科の在り方だとか、そういったところまで踏み込んだような議論がなされるのではないかと考えております。

6月2日には、大山1300年祭を期に企画展を博物館で開催しました。折しも丁度6月2日が松明行列の日、3日が山頂祭ということで本格的な夏山を迎える時期になりましたけれども、この度は大山寺の絶大なる協力の元、宝物殿にあります不動明王、普段はそこから出ないもので初めて外に持ち出して展示をするというようなことで、しかもそれが写真撮影もOKです、というようなことで、そうした協力もいただいておりますので、これを機会に大山の歴史・文化・自然等を総合的に魅力を展示させていただきます。多くの県民の方にご覧いただきたいと思っております。ぜひ委員の皆様もお時間をつくっていただいております。

6月4日には、鳥取創生チーム拡大会議、これも知事部局の会議ですが、地方創生に向けての元気づくり総合戦略というのがありまして、その進捗状況を確認するようなことでした。人口減少に歯止めがかからない状況の中で若者の定着というところがやはり強く言われておりまして、教育に対してもそうした意味での期待感が非常に大きくて、小学校・中学校あるいは高校を通じたふるさと教育をしっかりとやってほしいということで、その充実を求める意見が市町村長さんからも出ましたし、経済界からも出ておりまして、今後ここについてももう少し取り組みが充実できるようなことを考えていく必要があるかなと考えているところです。私からは以上です。

### 3 議 事

#### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、若原委員と鱸委員にお願いをいたします。

まず、森田次長から議案の概要説明をお願いします。

#### ○森田次長

議案の第1号、第2号ですが、これについては、特別支援学校、琴の浦高等特別支援学校の平成31年の入学者選抜方針等がありまして、これに関しては前回の定例教育委員会の継続審議となったものです。

議案第3号に関しては、鳥取県文化財保護審議会へ文化財2件を諮問するものです。

議案第4号に関しては、鳥取県立博物館改修整備基本方針の中間まとめとなります。以上よろしくお願いたします。

#### ○山本教育長

それでは、議案第1号について、担当課長から説明してください。

議案第1号 平成31年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について（継続案件）

#### ○山本特別支援教育課長

議案第1号、平成31年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針です。今年度大きな変更点は、高校入学選抜と同様に、検査日当日にインフルエンザ等で受験ができない場合に追検査等を行うという文言を追加したという内容です。

3の入学者募集ですが、まず（1）の出願期間については、平成31年2月21日から同月25日までということで、この内容については高等学校と同じです。また（2）の検査期日については、平成31年3月6日の1日のみとしております。その辺りに「なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて、諸検査等を実施する」ということを新たに付け加えております。「なお」から「欠席した場合」までは、高校と同じ内容ですが、それ以降が変わってきます。高校については、期日指定で追検査をする日程を決めています。特別支援学校の場合、病弱とか重度肢体不自由の子がおられて、期日指定をしても入院していたり、またはベッドサイドから離れられないというお子さんも多くおられますので、学校長等がその状態を見て判断するというので、このような表記にしております。（3）の検査内容、（4）の入学者決定方法については変更ありません。（5）の入学者候補者の発表ですけれども、3月15日ということで、高等学校と同じ日程で発表したいと考えております。

前回の定例教育委員会の際に、幼稚部の出願年齢についてご質問がありました。要項2の出願資格というのがあり、（1）の幼稚部があります。そこで「3歳児、4歳児または5歳児とする。ただし、県立皆生養護学校にあっては、4歳児または5歳児とする」ということですが、本県に幼稚部があるのは、鳥取聾学校と、皆生養護学校の二つとなっています。それで3歳児から5歳児というのは聾学校の幼稚部を指しておりますし、4・5歳児は皆生養護学校ということで、この1歳違うのはなぜかご質問を受けていましたけれども、聾学校の場合、言葉を覚えるというのが重要でして、だいたい3歳ごろ子どもの脳が完成するというので、そこから体系的な言葉を取得していきますので、それを助けるために早目に入学をしていただくということがあります。それから、皆生養護学校については、どちらかというところと集団生活に慣れていただくということがあり、4・5歳からということになっております。

続いて、鳥取盲学校の保健医療科、専攻科医療科の入学選抜です。（1）のアの出願または検査日については先ほどと同じです。追検査については「なお、検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を平成31年3月12日に実施する」ということにしております。高校と同じ期日で追検査をしたいということで考えております。ウの検査内容、選抜方法については変更ありません。合格発表について、先ほどと同じ3月15日にしたいと考えております。再募集も実施しますけれども、ご覧ください。説明は以上です。

#### ○山本教育長

それでは、委員の皆様から何かご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いします。追試験のところの表現方法等について、いかがですか。

（委員賛同の声）

異論もないようですので、議案第1号は原案のとおり決定とさせていただきたいと存じます。

○山本教育長

続きまして議案第2号の説明をお願いします。

議案第2号 平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針について  
(継続案件)

○山本特別支援教育課長

議案第2号、平成31年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針についてですが、基本的には先ほど申しあげた内容と一緒にです。1の基本方針、2の求める生徒像、3の出願資格については、変更はありません。4の入学者選抜です。アの出願期間については、平成30年11月14日から16日までとしております。2の実施期日ですけれども、他の高校または特別支援学校より早く行い、平成30年12月6日及び7日に実施するようにしております。ここも追検査のことが書いてありまして、先ほど申しましたとおりで、インフルエンザ等で欠席した場合については、追検査を平成30年12月12日に実施するというようにしております。ウの検査内容、エの選抜方法については変更ありません。オの合格発表については、平成30年12月18日に行いたいと考えております。カの入学確約書、キの繰上合格等については変更ありません。(2)の再募集、入学者選抜については、今年も実施はしますが、ご覧いただければと思います。説明は以上です。

○山本教育長

では、議案第2号につきまして、委員の皆様からご質問・ご意見等ございましたらお願いします。これも、追試験のところが話題になっていました。

○中島委員

前回ちょっとお聞きした、「過年度の卒業生」というのはどうなりましたか？

○山本特別支援課長

1頁の3の「修了した者」ということで、(1)の「中学校もしくは」とありますけれども、全課程を修了した者ということで、ここで読めるということになります。

○中島委員

見込みと、修了ですか。議案第1号も同じだったですね。わかりました。

○山本教育長

その他よろしいでしょうか。

(委員から意見なし)

それでは、第2号も、特に異論等はないようですので、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第3号について説明をお願いします。

## 議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

### ○中原文化財課長

鳥取県文化財保護審議会への諮問についてご審議いただきたくします。今回、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により、文化財保護審議会に以下の2点の文化財の保護についての意見を求めるものです。

1件目が、保護文化財候補である「興国寺書院襖絵」（鳥取市）です。本作品は、平成28年度に鳥取県立博物館に、和歌山県由良町の興国寺さんから寄贈されました襖絵です。現在修復作業を行っておりますが、作者はのちに鳥取藩絵師となる土方稲嶺（ひじかたとうれい）です。寛政8年に描かれた作品でして、書院4間全体を構成する22枚、両面数えると38面です。両面に書かれているのが16枚、片面だけのものが6枚あり、38面になります。この襖絵に山水・人物・花鳥が描かれております。なお、稲嶺の描いた作品は既に2件、県指定保護文化財に指定しております。稲嶺は寛保元年に鳥取藩の家老・倉吉荒尾家の家臣の家に生まれた人ですけれども、わけあって職を辞しまして、江戸に出て、当時中国を介して入ってきました南蘋（なんびん）派の絵を学んでおります。その後40歳前後に京都の方で円山応挙や伊藤若冲らが活躍する京都画壇の中で活躍しまして、寛成10年には58歳で鳥取藩主池田斉邦の時代ですけれども、鳥取藩絵師として召し抱えられて江戸詰となっております。文化4年に67歳で亡くなるまで江戸と鳥取を行き来しながら制作を続けておまして、お墓は鳥取市の景福寺の方にあると伺っております。稲嶺の現存する作品の中で最大のもので、山水・人物・花鳥等多岐に渡る画題が描かれまして、稲嶺の幅広い画域を知るものであり、書院襖絵ですので、高い空間と構築力が遺憾なく発揮された代表作と言えると思います。軸物とは違い襖絵の場合は、どうしても建物そのものが残ってないと残らないものでして、実は稲嶺の襖絵は京都とか近畿の方に何点かあるんですが、鳥取市内では残っておりませんで、非常に貴重な例で、大変いい機会になったのではないかと思います。この秋の県立博物館の企画展・稲嶺展で公開予定と伺っておりますので、それまでに県の宝としての価値づけをしたいと思っております。

2点目になりますが、こちらは考古資料になります。「倭文6号墳出土遺物一括」ということで、鳥取市のものです。こちらは、鳥取市の倭文に所在します倭文6号墳という古墳が、平成15年に姫路鳥取線の調査のときに発掘調査され、古墳そのものは標高75メートルの丘陵の尾根上の最高の場所に位置します直径13メートルほどの比較的大きくない円墳ですけれども、木棺を埋めた埋葬施設から多量の遺物が発掘されております。遺物の歴史的学術的な重要性から、平成17年から保存処理を行っており、その後鳥取市から鳥取大学へ再整理の依頼があり、この3月に報告書がまとまって評価ができるようになったものです。ここからは専門用語になりますが、埋葬施設からは、衝角付兜（しょうかくつきかぶと）、短甲（たんこう）、刀、矛、鏃（やじり）等の鉄製武器・武具に加えましてf字形鏡板付轡（くつわ）、輪鏝（わあぶみ）、鞍、剣菱形杏葉（ぎょうよう）等の馬具が出土されました。これが価値があります。これらのうち、三角板鋌留（びょうどめ）短甲、この写真の左上の方にあるものである鏝ですが、鋌留技法導入期の特徴ですね。それまでは鉄板を革紐で綴じていたんですけども、それを鋌で留める技術が入ってき

て、その特徴を示すということです。横矧板(よこはぎいた) 鋌留衝角付冑は鉄鏃(てつぞく)とともに短甲内に納められた特殊な状況で出土し、鉄製の小札鍔(こざねじろ)、首の後ろの方を守る冑の一部ですけれども、それと頬当て等の付属具を伴っております。非常に状態がいいです。こうした馬具は良好な出土状況から、1セット分の馬装を復元できまして、馬に乗って鎧を付けた武人の姿というのがイメージできるのではないかと思います。これらの武具・馬具には古墳時代中期、5世紀の製作技術の特徴やセット関係が良好に表れておりまして、被葬者の性格や活躍時期、畿内王権をはじめとする他地域との関係を知る上で貴重な資料だと考えております。ご審議をお願いします。

○山本教育長

それでは、議案第3号につきまして、委員の皆様方、ご質問等ございましたらお願いします。

○坂本委員

寄贈されるというのは、どういうきっかけで寄贈されるんですか。襖絵は。

○中原文化財課長

襖絵というのは、けっこう維持管理が難しいものでして、興国寺さんの方では取り外されて別途保管をされていたようです。だいぶ傷みも進んでおったようでして、ただ大切なものなので、博物館の学芸員が現場へ行って調査をする過程で、鳥取県で大切にしてもらえるのであれば、ということで寄贈いただけたと聞いております。

○田中理事監兼博物館長

少し補足的に説明しますと、私どもの近世絵画を担当する学芸員に興国寺さんが、この襖絵を修復することを条件に寄贈するといったような形で寄贈の申し出があったものです。その修復ということを県で行いますということを条件に当館に収蔵するという形になりました。ここに写真があるような襖絵をこの秋から実施します企画展に再現をして展示しようと思いますし、それと同じ時期、京都で過ごした円山応挙や伊藤若冲の作品も何点か借りてきて合わせて展示するといった展覧会をやろうと思っています。ご期待ください。

○中島委員

修復の技術のある方というのは、県立博物館にもいらっしゃるんですか。

○田中理事監兼博物館長

その技術はございません。修復技術はやはり限られたものでして、京都の方で修復をしております。私どもが修復を頼むところは、そういう方が集積している京都ということになります。そういう専門のところで修復していただきます。

○若原委員

京都の修復する業者というのは、鳥取県の博物館はずっとそこをお願いすることになっているんですか。それともいろいろ別の業者ですか。

○田中理事監兼博物館長

基本的には、同じところを中心にお願いをしています。そこはちょっとした収蔵施設も持っていますし、それから膠(にかわ)であるとか、いろんな顔料であるとか、その時代に合った修復を心がけてくれますので。信頼性があるところです。

○坂本委員

今度はこっちの出土した方の質問ですけれども、こういうのは墓を掘ると骨とかが出てくるものですか。

○中原文化財課長

ここに挙がっているのは主に鉄製品なので無機質のものですが、骨とか衣類とか有機質のものになると、空間があれば残る場合があります。石室内とか。この場合は木棺に入れたものでして、木棺は腐ってしまっていて、土に触れてしまうと、骨とか有機質の遺物は残りにくい、ということです。この場合は鉄製品ですから出土しました。

○坂本委員

手を合わせて拝みながら掘るものですか？墓を掘るなんて民間ではないことなので。

○中原文化財課長

昔は、よくお寺の方に来ていただいて拝んでいただいたということもありますけれども、私どもはあまり気にしておりません。ただ、作業員さんが気にされる場合がありますので、そういうことをする場合があります。この件は鳥取市が調査しているので、このときにそうしたかどうかははっきりとわかりませんが、そういう場合もあります。

○中島委員

今は県内で何か所ぐらい発掘作業は行われているんですか。

○中原文化財課長

正確にははっきりとは申しあげられませんが、今、鳥取西道路の調査が終わりまして量は下火になっています。倉吉の方の国道313号道路の調査ですとか、最近新聞に載りました米子市の石井要害という城跡の発掘調査とか、正確な数字は言えませんが、大規模な調査は2・3件ぐらいだと思っています。

○中島委員

これは、鳥取市だから鳥取市教育委員会がやっているということなんですよ。県がやるものというのもあるんですよ。それはどういう役割分担なんですか。

○中原文化財課長

役割分担としては、例えば大規模な事業で複数の市町村にまたがる調査であるとか、あるいは大規模な調査で市町村段階では手に負えないような調査については、県又は県の文化財団で行うということになっています。

○中島委員

逆に町村の教育委員会なんかでも、こういう発掘作業を行うことがあるんですか。

○中原文化財課長

はい、こういった埋蔵文化財調査は基本は、市町村の教育委員会ですており、市町村で対応されます。

○中島委員

予算の問題というのはあるんですか。

○中原文化財課長

開発事業に伴う発掘調査の場合は、俗に原因者負担と言いまして、開発事業の原因者に経費の負担をしていただくという制度になります。例えば遺跡があるか無いかとかの確認調査であるとか、あるいは小規模な、例えば個人のお宅の建設に伴う発掘調査であるとか、そうのにはそれを求めることができませんので、それについては国あるいは県の補助を得て市町村の方でやっていただくということもあります。また、青谷みたいに重要遺跡などは国の補助を得て、教育委員会としてやることがあります。この2種類があります。

○佐伯委員

こういう仕事はすごく知識が必要かと思いますが、そういう知識のある方は、各町村にもいらっしゃるし、県にもいらっしゃるということですか。

○中原文化財課長

県の方は、埋蔵文化財センターを中心に職員をある程度確保しておりますし、市町村の方は、だいたいおられるんですが、町村ではなかなか職員が確保できていないというところがあります。

○佐伯委員

そういうときは、県から派遣するんですか。

○中原委員

そういう場合もありますが、小規模なものであれば、市町村で対応していただくのが原則なので、例えば埋蔵文化財センターで行っております職員研修に参加していただいて、担当者に最低限の対応ができるようにしていただいて、それを埋蔵文化財センターとか、文化財課が指導・助言する形で進めるという場合もあります。

○佐伯委員

退職される方もあったり、あるいは新しい知識を持った方もあったりするんで、一定の水準を維持するためのそういう人事配置というのはあるんですか。

○中原委員

文化財主事と言いますが、例えば県埋蔵文化財センターの方だと、再任用という形で入っていただいて、足りない部分を補っていただいたり、この前の鳥取市のときなんかは、任期付職員といいまして、条件は同じですが、任期を3年とか、最長5年とか区切った形で来ていただいて、従事していただくというやり方もあります。

○山本教育長

諮問することについては、よろしいでしょうか。

(賛同の声)

それでは原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第4号について、説明をお願いします。

議案第4号 鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について

○田中理事監兼博物館長

議案第4号、鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について、議決を求めるものです。このことについては、平成27年から博物館の検討課題を、美術館に平行して検討していく中で、残る博物館をどうしていくかという形で、博物館協議会という附属機関で博物館を中心にして中身を検討して参りました。この27年から4年かけて、この5月での協議会の議論で中間まとめ（案）という形で、5月定例教育委員会の報告事項で説明させていただいたところです。そこに対して委員の方から、何件かご意見をいただきました。そのご意見を踏まえて今回追記という形で、この案を提供させていただきたいと思っております。

基本的には先日報告させていただいた中身と変わっておりませんので、ここで詳細な説明は省かせていただきたいと思います。この資料の1番最後のページをご覧ください。26頁第8章の今後の進め方というところです。先般の委員会の中で、新たに博物館を改修・整備する際には、その新たな博物館の出発を示せるような象徴的なものを示すべきではないかといったようなご意見、それから障がいのある方々の利用といったようなことも含めて、ユニバーサルデザインの視点での整備ということも明記すべきではないかといったご意見をお伺いしました。今の段階で具体的にどう改修するという細かいことを詰めているわけではありませんので、今後また改めて数年後、これについては再検討するという形になりますので、その際にこういう視点も大事にして検討するんだという、いわば少し備忘録的に記載をしておきたいと思っておりました。この26頁の中段から少し下辺りになりますが、「更に、改修に当たっては、外観に新たな出発を示せる象徴的な意匠を施すことや、外構周りも含めてユニバーサルデザインの視点での必要な対応を行うことも合わせて検討するものとする。」といった形で、次の検討への備忘録ということで記載しておきたいと思っております。そういう形で中間まとめとさせていただきたいと思っております。御審議をお願いします。

○山本教育長

それでは、委員の皆様から、ご質問・ご意見等をお願いします。

○中島委員

十年後に向けてのメッセージということで、リニューアルオープンが十年先ということですね。

○田中理事監兼博物館長

美術館が平成36年度としておりますので、おそらく美術館ができる前には、どういふものを造るというのは決まりますから、博物館の検討はまあ5年後ぐらいからは始まることになるでしょう。そしてしばらくかけて博物館のリニューアルオープンは、今から10年先になるだろうなと思います。

○中島委員

実質的には、5年先ぐらいには検討を再開できる。

○田中理事監兼博物館長

その際に、美術館で検討したような「にぎわい」とか「居場所」といった観点は少し弱い部分がありますので、再検討の際には、またそういう観点も。例えば博物館の中のカフェレストラン、あそこにも年間にすると2、3万人の方の来客がありますので、それは今は入館者の数にカウントしておりません。ただ、ああいうお店があることは一つの価値でもあると思いますので、そういう観点からのことを、それがまさに象徴的な意匠といいますか、在り方といいますか、そういうところを再検討の際に焦点を当てて考えていくといったことも必要かと考えています。

○中島委員

いろんなところで言われているコミュニティが縮小していくといったこと自体はどうにも避けられないところで、そういう状況の中でこういう自然とか文化とか歴史みたいなことが、そういう状況だからこそ過去がどうだったかということがしっかり保存されて、常に更新し続ける現在とどう関わりを持ち続けられるかということはずごい、益々重要なことになってくると思うんですね。今書いていただいていることの中にその辺の思いが十分こもっているんじゃないかと思うので、いまおっしゃったような賑わいみたいなことと、その本質的なこういう場所があるということの価値がうまく、賑わいだけということでもなく、どっちだけということでもなく、物語としてつながっていくということが大事だろうと思います。とりあえずは5年先だから、ある程度5年先ならここに書いてあることも、それなりにバトンタッチできるような気もするので、10年先というところとちょっとわからない気もしますが、現時点ではこれでいいような気が私はします。

○若原委員

5年先が最終まとめで、その5年先を見込んだ中間まとめということで良いですか。現時点では、こういう基本的な考え方を持っているということですね。

○中島委員

どうしても美術館の陰に隠れがちになると思うので、そうならないように、とにかく大事なものであるということは、強調しておきたいと思うんですけどね。

○田中理事監兼博物館長

鳥取の過去から未来に向けての、いわば人、物という記録装置として、しっかりと集めるべきものは集めて、ちゃんと研究してしっかりと保存する。それを保存する中でいろんな方に見ていただいて活用していく。ソフト面ではしっかりやっていますと。そういう施設の整備はもっと先ですが、ソフト面でできることは今からでも継続的にやっていくんだということも合わせて記載してあります。

○佐伯委員

新しい美術館にどうしても皆の視点が変わっていて、関心もいっちゃんけれども、やっぱり博物館としての重要性というか、存在感というものを出していかないといけないのかなと思います。

○田中理事監兼博物館長

やはり学芸員の存在といいますか、何年にもわたる研究の成果になりますが、今開催している大山開山1300年展とか、そのバックボーンになるいろんなことの調査とか情報は、博物館の学芸員だったり、埋文センターや市町村の文化財主事から得られてきた成果の総体としてあるということがありますので、そこのところは失ってはいけない大事な部分だなと感じています。実は、この大山展に平井知事もやってこられて、1時間ぐらいじっくり見られましたが、改めて再認識してインプットされたなどという感じを受けました。

○坂本委員

テレビとかでPRをされているんですか。

○田中理事監兼博物館長

情報発信は、地元マスコミとタイアップしてやっています。テレビスポットあるいは新聞広告・記事・ニュースでも取りあげていただいています。NHKも大山展の開幕前日の夕方のローカル枠の中で中継をしてくれたりしました。

○坂本委員

県立博物館の前に石が一杯積んで置いてあったのは、あそこはなんですか。

○田中理事監兼博物館長

ちょうどいま鳥取城の大手門整備を鳥取市がしておられて、鳥取西高の正面の入り口であった橋を、外見上は木製の橋に付け替えると。その間に周りにあった石垣を仮

置きする場ということで置いておられますので、間もなく修復が終わりますと元に戻ります。

○山本教育長

それでは、議案第4号、県立博物館の整備中間まとめということで、議案のとおり決定するということがよろしいでしょうか。

(同意の声。)

では、議案のとおり決定といたします。

以上で議案は終了しました。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。初めに事務局から順次説明をし、その後に各委員からの質疑をお願いしたいと思います。報告事項アは欠番ですので、報告事項イからキについて、事務局で説明をお願いします。

報告事項ア (欠番)

報告事項イ 福祉保健部と連携した家庭の教育力向上に向けた取組みの推進について

○音田小中学校課長

福祉保健部と連携した家庭の教育力向上に向けた取組みの推進について、報告させていただきます。教育委員会による家庭教育支援と福祉保健部の子育て支援というのはそれぞれ家庭の支援という形で取組みが行われているんですけども、教育委員会と福祉保健部との情報の共有、あるいは連携がなされていないという現状がずっと課題でした。そこで、保護者が安心して子育てや教育が行えるための支援、これを保護者の家庭における教育力の向上というところを目指し、本年度から福祉保健部と連携した研修会等を開催するというのを計画して、第1回目を東部・中部・西部3地域に分けて先月末に行いましたので、その報告をさせていただきます。

目的については、第1回目ということで、福祉保健部ともずいぶん事前協議はしたところです。対象者として実際に市町村で家庭教育支援に当たっている行政職や支援員、それから家庭教育支援チーム員というのは、これは国に登録している市町村単位のチーム員のことですし、県の事業ではファシリテータやアドバイザーという、あるいはスクールソーシャルワーカーといったような方々にも広く参加を求めたところです。年間5回を計画して、そのうち第1回目は東部・中部・西部とそれぞれ開催して趣旨を伝え、第2回目からは県内1カ所で先進地視察等も含めて今後開催していく予定です。

実施要項ならびに今後の予定については、2頁・3頁に載せています。実際に開催したそれぞれの地域のアンケートを回収してまとめたんですが、やはり、いつも教育委員会の例えば行政担当者であれば、そういう知事部局の説明が聞けて良かったとか、改めてネットワークが必要であると感じたとか、実際に支援員からも家庭教育には教

育の分野と福祉の分野と様々な課にまたがった支援が必要なので、やはり連携が必要なんだ、重要だということが実感できたというような意見が多く見られたことと合わせて、子育てが出来ない親や諦める親が気になるといったような、意見交換の中では意見が出たり、もっと家庭教育や社会教育とのつながりを強くするべきだとか、それから訪問型の家庭教育支援という、なかなか助けを求めているんだけど、そこに支援の手が届かないというような家庭をどうするのかというようなことは、いつもこういった会では取り上げられるんですけども、そこについてのやはり難しさ、あるいは連携の必要性、それから市町村の規模によって出来ることや出来ないことというのが様々にあるなという意見も出ておりました。今年1年間こういった研修会を残り4回計画している中で福祉保健部と共同しながら連携できる場所では更にそういった課題に向けての取組みができたかと思っているところです。以上です。

報告事項ウ (欠番)

報告事項エ 鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項(案)の概要について

○島田社会教育課長

報告事項エ、鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項(案)の概要について、ご報告いたします。まず初めに、このタイトルが案となっていることについてですが、6月5日に指定管理者の候補者審査会を開かせていただき、要項、仕様、それから審査表については既に審査いただいております。ただ、その後、起案しておりますが、知事部局で、資産活用推進課と財政課の審査を受けた後に教育長決裁という形を取りますので、今現在審査中ということでして、まだ案の段階ということになっております。ただ、審査会等の意見は踏まえて修正しておりますので、ほぼこれでいく予定のものということになっております。

改めまして、現在この3施設ともにいずれも指定管理制度を導入しており、生涯学習センターについては、次回が4回目の指定管理、また、船上山・大山については2回目の指定管理となっております。この三つについて今回同時に平成31年度から5カ年間の指定管理ということで募集を行おうとするものです。指定管理者の行う業務ですが、生涯学習センター、それから船上山・大山はほぼ一緒ですので、まとめて記載させていただいております。生涯学習センターについては、施設設備の維持管理、利用の許可、利用料の徴収減免等、また、内容の部分ですが、生涯学習の推進等に関する業務ということで、生涯学習の拠点施設としての機能ということで、生涯学習の推進等に関する業務を指定管理の内容としております。

一方、船上山と大山については、少しその事情が異なっており、両施設については、一部指定管理という形態を取っているところです。大雑把に言いますと中身ですね、施設における体験ですとか、そういった指導業務については、県職員が担っております、それ以外の施設設備の維持・管理であるとか、この利用許可に関する業務と書いてありますけれども、利用許可自身は県が出すわけですけれども、その手続きであ

ったり、指導の補助的な部分については指定管理者が行うということとして、県と指定管理者が両方一体となって管理しているところになっています。

中身としては一般的な維持管理、それから管理運営の補助、そしてまた受け入れ事業・主催事業実施の際の受付であるとか、アンケート、また先ほど申しました体験活動の際の補助、こういったことについて指定管理者が行っていただくということになっています。

管理の基準については、生涯学習センターは、開館時間であるとか、休館日、それから利用の許可、こういったものは生涯学習センターが行います。利用料金、それから減免等の基準についても承認はしますが生涯学習センターの指定管理者が行うこととなります。

一方の船上山・大山ですが、休館日であるとか、使用料についてはこれは条例できちんと定めてあります。また、利用許可についても県が決定することとしております。減免についても条例に基づいて県が決定するというところになっています。

必要な職員の配置等については、以下の表のとおり定めているところですので、またご覧ください。利用料金等の取扱いについても異なっておりまして、生涯学習センターは、利用料金収入あるいはレストランや自動販売機等で収入があるものについて指定管理者の収入としておりますし、船上山・大山については、使用料は県の収入ということになっており、それ以外の実費的なシーツ料金であるとか、あるいは体験活動の際の薪代であるとか、クラフトの材料代、そうしたものがあありますけれど、こういったものの収入は指定管理者が収入するというところになっております。

指定管理料ですけれども、生涯学習センターについては4億1千万円強、また船上山については2億円ちょっと、また大山については1億9千万円強となっているところであり、これは5カ年の金額として、平成31年10月から消費税が変更となることを見込んだ金額は、初年度とそれからの年度の金額が異なっているところを示しています。

指定管理者制度について、今回多くの施設が指定管理の更新を迎えるわけですが、所管している知事部局総務部で、指定管理制度の大枠を決めていますけれども、その中で一つ修正がありましたのは「ネーミングライツ」というものについて、指定管理に導入していこうということになっているものです。ネーミングライツですので、それぞれの施設に愛称を募集しようということとして、原則として今回更新するものについてはこの要件ということになっているところですが、公共施設の命名権者はそれにふさわしい企業であること、ふさわしい愛称であること、また設置の目的がイメージできるものであること、それから愛称を提案する対価については年額百万円以上を別途納入することを条件としているところですが、それ以外に例えば、名称についてはこれをぜひ残してもらいたいとか、そういうものがある場合には要件を付してもよいということになっており、生涯学習センターを考えてみたわけですが、こちらについては一般的な要件で公共施設にふさわしく設置の目的がイメージできればよいと考えています。既に「ふれあい会館」という愛称がありますので、これ以上イメージできるものというのは難しいので、生涯学習センターについては独自の名前は考えておりません。船上山・大山については、それぞれ船上山少年自然の家、大山青年の家という文言を入れることを要件としているものです。そちらについては先ほど申しあげた審査会で議論があったところとして、事務局としては少年自然の家と大山の家でもい

いのかなあという思いもあったところですが、その両施設については、やはり地名とともにこれまで親しまれてきた施設であって、船上山・大山という名称を残さないとその施設の一体性であるとか、今後親しんでいただくというところで影響があるのかなという議論もあり、審査会の議論では全会一致で船上山・大山の文言を残すべきであるということがありまして、船上山少年自然の家・大山青年の家というものについて残した上での愛称募集・ネーミングライツ募集ということを必須ではありませんけれども、そういうものが出てきた場合には加点要件となるというようなことで付け足しているものです。

スケジュールですが、先ほど申しあげた6月5日に審査会を開催し、この6月18日から8月1日まで、初日も含めて45日間募集期間を取り、8月中旬頃に3施設について審査会でもって具体的審査をした後に候補者を決定し、9月議会で議決を経まして指定管理者の指定となっているところです。選定方法については、審査会を開催するわけですがけれども、選定基準についてはこちらに載せましたとおりです。基本的には指定管理条例の選定の条件は定まっておりますので、それに基づき、1. 平等な利用を確保すること、2. 施設の効用を最大限に発揮させること、3. 経費の効率化、例えば収支計画であるとか、それから指定管理料の多寡、などを見てまいります。そして4番、管理を行うために必要な人員であるとか、財政的基盤があること、5番・6番については、生涯学習センター条例で追加の要件を書いていますので、その生涯学習センター条例に基づいた要件によって、教育委員会が優先的に利用できることであるとか、連携を取ること、また生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興、こちらが中身の部分ですので、そちらについても審査するということです。

続いて、船上山・大山ですが、こちらの指定管理は一部指定管理ということもあり少し簡単な要件になっており、先ほど申しあげた指定管理条例ではなくて、大山・船上山設置管理条例、青少年社会教育施設設置管理条例というのがあります。平等利用というのがなくなっております。それ以外については基本的に一緒ですが、4番が特徴的でして、設置管理条例の中に教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであるという要件を定めており、指定管理者とそれから教育委員会の職員両方が入って運営している施設ですので、きちんと連携が取れているかどうかということについて見ていこうということになります。以上の審査基準に基づき、審査をして決定していくこととなります。以上です。

報告事項オ 鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

#### ○中原文化財課長

報告事項オ、鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について、説明いたします。先ほど社会教育課から説明がありました3施設に続き、むきばんだ史跡公園も平成31年度から管理運営を行う指定管理者について募集することとしております。募集要項につきましては、来週、指定管理者候補者審査評価委員会で審査を踏まえて決定するということになっております。基本的に初めての指定管理ですが、内容的には先ほどのご説明がありました大山・船上山と同じように一部指定

管理ということですので、概ね前例に倣っていきけるのではないかと考えているところです。指定管理者が行う業務ですけれども、史跡公園ですので、大きくは発掘調査研究と、活用部門と、維持管理と三つあるんですが、このうちの維持管理部分と活用部分の補助とかを指定管理したいと考えております。業務の内容としては、史跡公園の施設設備の維持管理に関する業務、それと管理運営の補助に関する業務、来園者の受付であるとか、案内、使用料の徴収等をお願いしたいと。そして史跡公園の受け入れ業務、主催事業実施にかかる補助業務ということで、主体としては直営で史跡公園がやるんですけれども、その補助をしていただくということを考えております。その他史跡公園の管理運営に必要なサービス部分の提供、例えば売店のようなところを考えております。

管理の基準については、基本的事項で、基本方針として一番違うところは、体験型の教育施設という視点は大山・船上山と同じなんですけど、内容が質の高い弥生体験活動と古代歴史教育を提供する教育機関であることを十分認識していただきたいということで、かつ体験活動や古代歴史教育の推進に積極的に協力するとともに、幅広い年齢層のニーズに応えられるような公園施設・観光施設としての機能も提供できるように、県が行う業務に積極的に協力すること、また、かなり不特定多数の方が利用される公園ですので、安全且つ快適に施設を利用できるよう施設の機能が最大限発揮されるように適正な維持管理を行うことにしています。

その他、管理上の条件等ということでして、アですけれども、受け入れ事業、主催事業の実施に当たっては、現地に所長等がおりますので、所長や文化財主事等と綿密に連携を取り補助をすることとしております。受け入れ事業としての学校等の団体が体験を行うために来られる事業、あるいは主催事業として、史跡公園あるいは史跡公園と実行委員会が主催する体験活動としての比較的本格的な弥生体験事業を行わせることということになっております。

体制的には、委託業務を総合的に把握し調整する職務責任者を置いていただく、受付・使用料の収受、安全管理等を行う者を置いていただく、所内設備の運用・保守及び安全管理のために必要な資格（甲種防火管理者）を有する者、遺跡及び植生等の維持管理にかかる一定の知識及び技術を有する者を置いていただき、委託業務は県内業者への発注に務め、障がい者や高齢者の就労拡大とかも計画することとしております。

むきばんだ史跡公園は5年間の委託期間ですけれども、委託料は総額2億7285万円という金額を挙げております。消費税増税を見込んでいることは先ほどの説明と同じです。スケジュールについては、このあと要項の決裁を受けて募集を開始し、先ほどの説明と同じ流れです。選定方法も先ほどの船上山・大山と同じような形のものになります。私が危惧しておりますのは、選定基準の中の3番目に、委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎というところで、他の施設とちょっと違うところが、例えば復元した竪穴住居の維持管理とか、木造の維持管理ですので、これについては、直営で管理の作業員を養成しながらやってきたところですので、これが継続的に雇用されるかどうかということころは、ちょっと気にしているところなんです。そのほかネーミングライツについても同様に考えているところなんですけど、ちょっとまだ評価委員会のご意見はいただいておりません。委員会のメンバーも共通するメンバーも

ありますので、同じようなことが議論されるのではないかと考えているところです。以上です。

#### 報告事項カ 北前船寄港地の日本遺産認定について

##### ○中原文化財課長

報告事項カ 北前船寄港地の日本遺産認定について、ご報告いたします。5月24日、文化庁において、日本遺産審査委員会の審査を経て鳥取市の賀露・青谷地区の北前船寄港地が文化財の日本遺産の構成文化財として追加されたところです。鳥取市が主体ですので、一般社団法人の北前船交流拡大機構と連携を取りつつ日本遺産を活用した地域活性化事業に取り組む予定と聞いております。今回の遺産の概要ですけれども、タイトルが「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ——北前船寄港地・船主集落」ということでして、荒波を乗り越えまして、当時、巨万の富を産み各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地船主集落で時を重ねて彩られた異空間として今も興味を引きつけて止まない場所というのを今回のストーリーの核としております。若干、突然感がありますのが、これそのものの認定年度が平成29年度でして、申請は北前船の寄港地をぐるっと各自治体が共同しまして、申請代表が山形県酒田市でした。当初の29年度のときには酒田市・函館市を始めとする一道六県の11自治体だったわけですが、今回鳥取市ほかの29自治体、特に西の方から瀬戸内方面を含めた1道2府10県が追加されたということで今回の参加ということになります。追加された鳥取市の文化財はここに挙げております計10件で賀露地区と青谷地区です。ちなみに賀露地区の中の上から3番目、賀露神社春季祭礼行事は県指定の無形民俗文化財です。今回、平成30年度に認定を申請した76件のうち、今回新たに13件が日本遺産に認定されておりますが、残念ながらもう1件「※印」ですが、鳥取市ほか6町、兵庫県もまたいで申請しました「日本海の風がつくりだす絶景 ——幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地因幡・但馬」は認定になりませんでした。東京五輪までにはほぼ100件の日本遺産を認定したいと国は言っていて、ここで現在67件ということになりますので、残りの件数の中に今後これらを取り込んでいけるように努力をしたいと考えております。鳥取県内の既認定の日本遺産ですが、27年に「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～三朝町」、そして28年度の「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市 大山町・伯耆町・江府町・米子市」に続いて県内3件目の日本遺産ということになりました。主な物件の写真を付けておりますのでご覧いただければと思います。

#### 報告事項キ 運動部活動の在り方に係る意見交換会について

##### ○住友体育保健課長

報告事項キ、運動部活動の在り方に係る意見交換会について、報告します。平成30年3月19日にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づいて、都道府県が策定することとされている「運動部活動の在り方

に関する方針」の策定に当たって、ガイドラインに示された様々な改革等を実現させるための課題や解決策等について幅広く意見を伺うこととして、意見交換を行いました。概要を説明する前にガイドラインに示されたものはどんなものかということをもまず説明させていただきます。

資料の3頁、まずこのガイドライン策定の趣旨ですけれども、少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするために、速やかに抜本的な改革に取り組む必要がある。生徒の望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。このガイドラインについては、義務教育の中学校を主な対象とするんですけれども、高等学校についても適用するというようになっております。

1の「適切な運営のための体制整備」ということで、(1)の「運動部活動の方針の策定等」ですが、まず都道府県が運動部活動の在り方に係る方針を策定、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、学校長は毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。これは私学も含まれます。また、部活の顧問は年間及び毎月の活動計画ならびに活動実績を作成し、校長は活動方針とともにHP等により公表となっております。

また(2)番、「指導・運営に係る体制の構築」ということで、校長は学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置することとされています。また、各運動部の活動内容を把握して、適宜指導・是正しますし、学校の設置者については、部活動指導員を積極的に任用・配置し、運動部顧問及び管理職対象の研修を実施することとされております。

2番の「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」における(1)適切な指導の実施で、校長及び運動部顧問は、運動部活動での指導ガイドライン(H25年5月文科省))」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底(学校の設置者等は、支援を及び指導・是正)する。(2)「運動部活動用指導手引の普及・活用」ということで、中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的にトレーニングの指導手引を作成・公開して、顧問はその手引を活用して休養を適当に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施することとなっております。

続いて3番の「適切な休養日等の設定」ということで、ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点を踏まえ、休養日については、学期中は週当たり2日以上設定するというので平日1日と、土・日のいずれか1日以上休養日を設定すること、また、長期の休業については学期中に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期間のオフシーズンを設ける。また1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること。

4番は「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」ということで(1)番「生徒のニーズを踏まえた運動部の設置」として、校長は生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置する、例えば季節ごとに異なるスポーツをやるとか、競技志向じゃなくて、レクリエーション・体力づくりを目的とした活動をするといったこと、地方公共団体は生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう複数校の生徒が拠点校の運動部に参加する等、合同部活動等の取組を推進することも考えます。(2)番「地域との連携」ということで、都道府県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の

実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者の協力の下、学校と地域が共同・融合した地域のスポーツ環境を整備し、社会教育活動への学校体育施設の開放を推進する、スポーツ団体（日本体育協会、地域の体協、競技団体等）は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進する、また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力することとされております。

5番「学校単位で参加する大会等の見直し」ということで、日本中体連は主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直すこと、都道府県中体連及び学校の設置者は学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定、学校長は、各運動部が参加する大会等を精査する。

終わりに、地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要、競技団体は、競技の普及の観点から運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために積極的に協力、また、競技力向上の観点から、地方公共団体や日体協、地域の体協等と連携し、各地の将来有望な生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発展・育成の仕組みの確立に向けて取り組む。

以上がスポーツ庁のガイドラインで、これを踏まえて、県が方針を策定することとなっています。1頁に戻っていただきまして、5月28日に県庁で会議を行い、出席者は、鳥取県町村教育長会、鳥取県中学校長会、鳥取県高等学校長協会、鳥取県私立中学高等学校長会、鳥取県中学校体育連盟、鳥取県高等学校体育連盟、鳥取県高等学校野球連盟、鳥取県体育協会、鳥取県弓道連盟、鳥取県バスケットボール協会、鳥取県ボート協会、鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、鳥取県スポーツ少年団、鳥取県地域振興部スポーツ課、鳥取県地域振興部教育・学術振興課、鳥取県教育委員会教育次長、体育保健課で意見交換いたしました。

内容ですが、まず①「適切な運営のための体制整備」ということで、県が運動部活動の在り方に関する方針を策定することには賛成、顧問が複数配置できる程度の部活数が適当、また、顧問が作成する活動計画はできるだけ簡単な書式にしてほしい、それから2番の「合理的でかつ効率的効果的な活動の推進のための取組」については、校長会や中体連の会では、「効率的で効果的な部活」について話し合われており、短時間でも子どもたちにプラスになる活動が大切である。バスケットボール協会では、中央競技団体が作成する指導手引きを活用したり、講習会を開催したりしている。自校の弓道部では休養日を取り入れたことにより、的中率が上がったように思う、という意見、

3番の「適切な休養日の設定」については、中学校では、生徒の身体のことや働き方改革のこと、一方、高等学校では選手強化のことがあり、両者を上手に整理して検討する必要がある。休養日が多くなることにより欲求不満やストレスを感じている生徒や保護者もいる。このことにより生徒が県外に流出したり、生徒が県外から鳥取県に来なくなったりすることが起こるのではないかと心配。週に何日休養日を設定するという仕方もあるが、それに加えて年間トータルで休養日数を決めている県もある。高校は選手強化・育成ということもあり、それが学校の特色ともなっている。それが

中学生にも競技力向上を目指している生徒もあれば、運動の楽しさや体力づくりを目的としている生徒もいるので、選択できる体制を設けることも必要である。

4番の「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」ということで、中学校部活動への全員加入の現状について、中学校長会でアンケートを取ることとする。全員加入の状況を調査してお伝えしたいと思う。中学校の部活動の全員加入については調査だけでなく、見直すよう前向きに進めていただきたいという意見があつて、部活動は本来は生徒の自発的なことで行われるべきものであるにもかかわらず、強制加入というのはどうかという意見があります。例えば西部のセーリングをしている小学生が中学校に行くと全員加入ということでセーリングをやめなければならないという現状を見直してほしいというようなご意見です。それから、全国でトップクラスの代表者の方で、部活動をしていく中で指導者の確保ができないし、行政も支援してくれなきやいけないということで、学校の連携や指導者の賃金や労働条件も考慮される必要があるということが課題だということがありました。また、スポーツ少年団についても土・日に部活のない生徒を対象に特化してほしい。

また、5番のその他では、鳥取なりのやり方、日本型の部活動の良さを維持しながらスポーツの振興につなげていけるような仕組みづくりをしていかなければいけないというような意見もありましたし、県が策定する方針は、地教委や学校の実情を踏まえて方針を策定できるよう柔軟性のあるものにしてほしい、それから、スケジュールとして今後の予定が書いてありますが、8月に鳥取県運動部活動方針の策定予定となっております。以上でございます。

#### ○山本教育長

ただいまの説明について、委員よりご質問等あればお願いします。

#### ○鱸委員

報告事項アですが、子どもの育ちというか、鳥取県で言えば「子育て王国」推進の中で本来は話し合いが行われて、それがうまくいったかどうかは別にして、今回こういう意見交換会というか、こういうことを始めたのは、どういう課題があつて、どこがどういう働きかけでこういう形になったのか、教えていただけますか。

#### ○音田小中学校課長

家庭教育の重要性がやはり義務教育の子どもたちにとっては、非常に重要な位置づけであるということがありまして、現在小中学校課の中に担当として「学校・家庭・地域連携推進担当」があります。これは学校・家庭・地域連携という形で以前は社会教育課にありましたが、PTAとのつながりの部分で、今は小中学校課に移っています。県や国の事業を市町村に提供する、あるいは情報提供してそういった事業を取り組んでもらうということはこれまでもしてきたんですが、実態としてどうしても家庭教育については各市町村での取組みというのが、実際、学校の設置者なので主になっていくという、そうするとなかなか県の教育委員会として家庭教育に重要性は感じつつも、それから事業は幾つか提供しながらも実際生の声を聞いてみると、PTA組織についても、あるいはそこで行われている活動についてもいき届いてない部分がある。先ほども申しましたが、究極というわけではないが、やはりそれぞれの学校ごとにそういっ

た状況を聞いてみますと、うまくPTA活動とかが回っているところはいいんですけども、どうしても参加しづらい家庭があるとか、そういったところにほんとは支援が必要なのに支援が行き届かないというところが、それぞれの市町村からは情報として上がってくる。そうすると、そこは教育の分野ではなく、福祉の分野ではないかというような話になって、これは市町村でも同じことで、家庭教育やPTA担当が教育委員会と福祉部局とが連携しながら同時に訪問型というようなことを目指していくと、そういう困り感のある家庭が1軒ずつでも少なくなっていくんじゃないかということで、これまでも連携を試みてきたわけです。ところが、大元の福祉保健部と県の教育委員会とがこういった形で研修会を別々に行っていましたので、今回はそれを両方が呼びかけて合同の研修会にして、実際に支援に当たっている方々に来ていただいて情報交換をしたり、保護者への働きかけ等をしていくような会をやろうとしました。これが経緯ということになります。今年から始まったことですので、学校の家庭教育の重要性を福祉分野からも教育分野からも呼びかけていきたいという趣旨です。

#### ○鱸委員

そうすると、主体は教育委員会、この動きをしたのは教育委員会。

#### ○音田小中学校課

はい、声をかけて、教育委員会側が部所を乗り越えて、こういうわけで子育て王国に協力をお願いして、今回のことになったということです。

#### ○鱸委員

今言ったように、やっぱり一番大事な時期というのは確かに3歳という、頭の働き方とか、9歳までとかいわゆる運動面だけじゃなくて、認知の面もやはり3歳から9歳ぐらいのときは、ゴールデンタイムと言われる。特に9歳とか8歳とかがピークと言われるんだけど、実際にプレゴールデンタイムがなければ、その神経はうまく切り離しができたり、可塑性が保たれるということがないので、確かに家庭の子どもの教育の在り方というのはものすごく大事で、特にやっぱり生活感に困られている家庭ほど能力がある子が伸びないということに関して、やっぱり地域の生活課とかそういうようなところに、どうつなげていってどういうふうにも地域の特質の中でそういうご家庭に教育習慣というか、そういうものを作っていくというのが非常に大事なので、これは意見交換というよりももっと大きな問題とした方がいいと思います。

それともう一つは、私は療育関係から教育というものの連携ということで、おそらく地域の自治体の方というのは教育委員会に対しては、少し敷居が高い感覚で見られるということは十分理解でき、それを基本にお話にならないと、ちょっと引いた意見が多いように思うんです。逆に私が言うのは、療育として意見を共有しようと思ったときどうしても、教育委員会の動きと地域の自治体あるいは県のこういう施設・障がい施設のスタッフの動きとは違うんですよ。これはやっぱり学校という教育現場の一つの流れが優先されるという面もあって、そんな動きの感覚的なものを十分理解して入らないと誤解を受けたり、そういうことがあるんで、すごく、その辺はしっかり押さえてほしいと思います。これをうまく進めることが、何でもそうです、スポーツなんかでも中学校の部活の話がされていましたけれど、中学校に例えば障がい

を考えてごらん下さい。小学校でできあがったものが上にくるわけですから、中学校の時にスポーツの量とか質とか問題視するより、それってもっと前じゃない、とこういう発達というものを考えて、障がい一つとってもつながっているという概念というのは必要だと思う。そういうふうに思います。

#### ○音田小中学校課長

はい、ありがとうございます。いま委員からいただいたご意見についても、本年度は5回計画していますけれども、情報交換だけではなく、具体策につながるように。それから先ほど他の意見もあった中に、やはり実際に支援員として動いている人だけでも隅々までは行き届かないという実態がありますので、いかに学校現場等の連携であったり、あるいは民生委員等との連携、それから療育の面、それからいま教育委員会は義務教育だけではなくて、幼児教育担当も小中学校課にあり、当然幼児期からの教育においても、やはり家庭教育の重要性というのが大事で、そういった面からも福祉との連携というのは必要不可欠ですので、今いただいたようなご意見を踏まえ更に工夫して参りたいと思っております。

#### ○佐伯委員

とても大切なことだけれども、本当に必要なところに降りていくために、こういう研修を受けられた方が、どうそれぞれのところで関わりを広げるといえるのか、たくさんじゃなくてもいいけれども、地道に少しずつ進んでいくってことで、実践発表といふかそういうのをしながら「こういうふうに関わっていきました」みたいなのがまた参考になるのかなと思っております。先ほどPTA活動なんかはさすがうまく回っているところというのは、困り感が出しやすいし、あるいは、その方が出せなくても周りが気づくとか、そのためにどんな支援が「ここにこんなふう相談したらいいんじゃないの？」とかって言ってあげる人がいるとかいないとかいう問題もあつたりするので、生活に追われている方が、本当はもっと気づいてほしい日々の基本的な生活の習慣といふか、食事にしてもそうですし、身边を清潔にすることから始まり、ずっとスマホのようなものを与えて、ずっといじり続けておとなしくしているというような状況の子どもさんがある中では、そういう育ちではなくてもっと親子でふれあうことが大事で、短い時間でもいいからスキンシップをしてほしいというような、そんな基本的なことが敬遠されがちなことじゃなくて、身近な話としてできるような関係性を持つてるといいなと思いました。だから福祉保健部の方がそういうことには長けているのかなあというところはあると思いますので、そういう事例を出し合いながら目の前の子どもたちに対応していただければと感じました。

#### ○若原委員

家庭教育支援というのが、小中学校課の担当だというのは先ほどの説明でよく分かったんですけども、家庭教育というのは公教育ではなく私教育ですね。私教育である家庭教育に教育委員会がどこまで関わっていけるのかというのが、私は前からずっとわからなかったんです。で、お聞きしたいのは、教育委員会が家庭教育について、何をしなければならぬのかというそういう公的な根拠というのは、何になりますか。

どういう法律に入りますか。家庭教育や家庭のしつけで、教育委員会がどこまで口出していいのか、前から疑問に思っておったんですね。

○小林参事監兼教育センター所長

改正された教育基本法の中ではないでしょうか。この場合の教育というのは、一義的には家庭なんだというのが、その中に入っていたと思います。まず、それがありませんけれども、それが例えば教育基本法の中にあるとしても、アプローチといいますかそれが教育委員会にもその責任といいますか、それはあるんだと思っています。

○島田社会教育課長

先ほどの件ですが、教育基本法の第10条に「家庭教育」という項がありまして、一般的には、保護者は第一義的責任を有するということが一方に書かれております。一方で、国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとあります。おそらく教育委員会がその家庭教育に対して何らかの関わりを持って情報提供したり支援したりしている根拠的なところではないかと思えます。

○若原委員

根拠はそれなんですね。線引きは難しいですね。

○島田社会教育課長

もう一つあるのは、学校・家庭・地域の連携というところで、学校・家庭・地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする、というのも教育基本法の13条にありますので、こういったところが法的な根拠かと。

○若原委員

先ほどのPTAを通じてというのもそうですね。

○島田社会教育課長

そことの連携と家庭教育の支援であるとか、そういったところになるかと思えます。

○若原委員

ありがとうございます。

○中島委員

行政の関わりというのは二つの方向があるのかなと思っています、この案件において課題になっているのは、どちらかというと、ある水準以下の教育環境しか得られない家庭において、その結果的な教育機会の均等というのはどう確保するかという論点だと思っんですね。だから、そういう部分とその平等性を越えた上でどれぐらい家庭教育に行政が関わっていくかという部分は、ちょっと別の話になるのかと思っんですね。

今の状況の中でやっぱり劣後した環境にある家庭をどのように支えていくかというのは、ある程度行政的な関わりも必要とされるというような認識じゃないかと私は思うんですが。

○若原委員

最低限の生活をとということですね。

○中島委員

そうですね。そうなってくるのかなと。

○佐伯委員

身近な気づきは、子どもの困り感ということで割と学校側が気づくんですけれども、保護者にどうアプローチしていくかといったときに、よく福祉の方との連携をして、そして誰がどんなときにどんなふうに言葉かけを保護者さんにすることで、当該の子どもがより健やかな成長ができるかということをよく考えて、これまでやってきました。学校が言いにくいときもあるし、でも信頼関係ができた担任とか養護教諭だったら言えるということもあるでしょうし。

○山本教育長

そのほか。よろしければ。

○中島委員

報告事項エとオでちょっと気になったのが、生涯学習センター、この要項そのものじゃないんですけれども、生涯学習センターが私の1ユーザー感覚でいったときに、非常にあまり機能していないんじゃないかという感覚があるんです。今3つあって、船上山・大山の場合はおそらく何を提供すべきかということが割と分かりやすいんじゃないかと思えますし、むきばんだ史跡公園はまだこれからというところはあると思うんですが、むきばんだ史跡公園も生涯学習センターも共通しているのは、何をユーザーに提供すべきかということについて、価値を自分たちで作っていかなければいけない施設だと思うんですね。何が今の時代、県民にとって世代ごとにも分かれると思いますが、何がこの場所において、この施設において、何を提供していかなければいけないかということが、必ずしも明確ではない施設で、そこにおいてやっぱり価値を主体的に発信していかなければいけないという機能があると思うんです。むきばんだの場合は、その価値創造の部分を県の専門家の方が中心になっておやりになれるというところではそこら辺が安心できるかなとは思いますが、生涯学習センターはそのコンテンツづくりというか何を価値と考えるかという部分も含めて指定管理に委ねるとい形になっていますよね。少なくとも現状においては、それがあまり機能しているとは思えなくて、前回の募集内容とこれがもし同じであるならば、おそらく同じ運営になるんだろうなと思うと、ここはちょっとなんらかのテコ入れがあったほうがいいんじゃないかと感じます。

○島田社会教育課長

生涯学習センターに関するご意見というのは、実は我々も問題意識として感じてきたところで、今まで生涯学習センターなり私どもの提供してきた生涯学習のコンテンツというのは、言っては悪いんですが、とりあえず高齢者のお楽しみが多かったという自覚はありまして、ただこれだけ多様化していて、いろんなところがそういったカルチャースクール的なことを行っている中で、県の果たす役割として本当にそれでいいのかという議論をしてきたところです。生涯学習に果たすべき役割としてお楽しみの・趣味的講座を提供するというのでは良くないだろうということがありまして、実際「未来を拓く鳥取学」という講座を県で主催して参りましたが、そちらに対しても、そういった講座ではなくて、一つは地域課題解決講座をやっというここと、地域で活躍していらっしゃる方の話を聞き、また現場でフィールドワークなども踏まえて地域課題の解決策を考えてみようというような講座を昨年度・今年度と計画してきたわけですけれども、生涯学習センターの機能の中のウの部分「コンテンツ」の部分として、今回明確に追加した部分があります。県民カレッジ講座の企画運営に関する業務というのはまさに地域課題解決型の講座について、今後生涯学習センターの機能としてやっていただくということにして変更しております。指定管理者が誰になるかということとは募集してみないとわからないことですが、県指定管理者に関しましても、そういったことを意識しながら実際勉強したり、私どもの現在の鳥取学の企画運営の状況であったり、市町村との打ち合わせなどにも参加してみたり勉強しております。また、社会教育主事資格というのがあって、講習を受けて資格を取るわけですが、その資格についても現在1名の生涯学習センターというか教育文化財団の職員が取得して、これから実際その生涯学習施策のコンテンツを考えていくにふさわしい能力を身につける努力をしております、実際の内容についてもこちらから指定管理業務として一つ追加をしているという状況がありまして、その内容が進められていくことを期待しているものです。

#### ○中島委員

県民カレッジの具体的な項目が入ったとすればよくわかりました。ただ、おそらく県民カレッジというのは、全体の展開の中のものもちろん一つの場面にしかすぎないですよ。そうすると、そもそも全体としてあの場をどういう場にしていきたいのかという生涯学習の言葉としては拠点ということになるんだと思うんですけど、つまりはそれがどういう場になるということなんだということのビジョンの提示までを、例えば今度の公募の中の要件に含めるとか、というようなことは考えられるものなんでしょうか。あるいは既にそれはもう入ってるんでしょうか。

#### ○島田社会教育課長

姿として入っているわけではないので、県民カレッジの見直しの中で県が果たすべき役割であったり、生涯学習センターが果たすべき役割であったりの中で、整理はしています。その役割としてお楽しみ講座というのは主催というよりも貸館をたくさんしていますので、その中で行われているものも今後もちろんあると思います。主催事業に関しては、地域課題を解決していける人材の育成ができるというようなところを生涯学習のポイントと考えておりますので、そういったものを担っていただこうと。それからもう一つ、細かいのでこの仕様の中には入っていないんですけども、団体

支援というものも今後行ってもらおうと考えております。各種生涯学習団体がありますけれども、そちらの団体を支援するという事等を含めて今後の生涯学習センターの重要な機能と考えております。

○中島委員

ちなみに、前回公募に応えたところは1社で競争にならなかったわけですね。

○島田社会教育課長

はい、これまでのところ、指定管理制度が始まる以前は、鳥取県教育文化財団に管理委託をしておりました。指定管理制度が導入された平成18年度以降、教育文化財団が手を挙げられて、公募ですけれども教育文化財団が担ってきているという現状は同じです。

○中島委員

何回目になるんですか。

○島田社会教育課長

4回目です。

○中島委員

過去3回はずっとそこというところですか。

○島田社会教育課長

ずっと教育文化財団です。

○中島委員

いくら言っても変わらないですね。

○島田社会教育課長

今後、人材育成に重点を置いていくというのは、以前から話をしては、それを受けて職員が資格をとったりしている状況です。課題意識は県としても有しており、順次手を付けている状況です。

○中島委員

こういうスケジュールの中ですから、今からできることも少ないですが、年間1億円から出ているんですよね。管理的な経費を除くと、事業費というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○島田社会教育課長

先ほど申しあげたのが、想定される過去の平均収入から支出を引いた額になりますので、実際の予算規模はそれより大きくなります。その中で年間でいきますと、人件

費などは5700万円ほどで、その他修繕費などを除いた3400万円ほどが旅費や謝金とかの事業費でその他の経費ということになります。

○中島委員

これ放っておくと今のままですよ。なにか手がないものですかね。これ正直いって誰も答えがないんだと思うんですね。生涯学習ということはどうしたら活性化できるかということは答えは無いけれども、今のままだと使いたい人に場所貸しますよということと、あとは年に何回かそういう講座やりますよということだけだと、やっぱりどうしても県民の未来にとって必要な場所だというふうにはなっていない気がするんですよ。

○坂本委員

生涯学習を考えたとき、長寿社会になって、老人の認知の面が言われているので、そういうのをここで「認知予防」とか「認知介護」とか、そういうことを明確に出して習う人を養成すれば、そういうことをするのもいいじゃないですか。人生百年時代を迎えて、単なる学習というよりは。

○中島委員

例えばそういう福祉的な機能と考えるのか、あるいはそもそもお年寄りだけじゃないですよ、という話にどうやってもっていけるのかということ。生涯学習だから別に子どもが来てもいいわけですからね。子育ての人が来てもいいし、やっぱりそうはなっていないから、おそらく事業者自体にそういう課題意識というのが。おっしゃることもわかるけれども、十分じゃないということも確かだと思うんですよ。変わらないといけないという意識は一応持っています。

○島田社会教育課長

今熱心にしたいとは言っています。

○中島委員

競合が少ない中で、どれほど錬磨が行われるかという、それほどでもなかろうということですよ。

○佐伯委員

私は、船上山少年自然の家と大山青年の家の指定管理1回目が終わっており、それで利用された人の声や指定管理になってからの良さというのは、アンケートで結果としては出ているんですか。

○島田社会教育課長

指定管理に特化したアンケート項目はないんですが、一応満足度というものに関しては、従来から満足度が高く指導内容に満足している、施設の使い心地についても満足度は高い状態であって、下がってはいません。個別に意見項目などもあるんですけ

れども、その意見項目について、例えば「施設のここが汚れてたよ。」という項目については、指定管理者できちんと対応し、報告いただいております。

#### ○中島委員

この前、田中博物館長から美術館のお話をお伺いしたときに、プロポーザルにおいて何か競争的な・競争的とおっしゃいましたか、ディスカッションのプロセスがあるような願わくはこういうところでも「いや、うちは生涯学習をこういうふうに位置づけ展開していきたいんです」というような大きい絵の中でのディスカッションが行われるような、なんか条件がつけられればいいかなあと思うんですけど、現状だと要はそういうものが機能し得ないから、なにか例えばJVでこういうところと組むべしとか、なんか要件が加えられたら変わるのかなとふと思ったんですけど。要するに例えば子どもの教育について考えるところとか、なんか表現活動しているところとか、何でもいいですけど、なにかしら自場で課題意識を持ってやっているところと一緒に提案をするべしみたいな条件を、例えば、こういうふうにするとまた個性も出てくるのかなあとか、あるいは丸ごと出すのではなく指定管理の出し方をちょっと変えてみるとか。

#### ○島田社会教育課長

おっしゃられるところはわかるんですが、指定管理という考え方自身は施設運営全体を任せようというところですが、一部指定管理という方が例外的で、切り分けて出すということは本来的には想定されていないです。企業体において公募することもできるんですが、それを条件にすると制限をかけてしまうことになりますので。実際にいろんな業務があり、その中の一部を外部委託したり共同企業体を結成して公募するといったことは可能な仕組みにはなっているんですけども、それを条件にしてしまうと今度は応募する側に対する規制になってしまって、手が上がらなくなったりする問題があります。

#### ○森田次長

県としては「生涯学習とはどういうものだ」という提案をして、それに対して受け手の方が自分のところだけではだめなんで、活躍している企業と一緒に頑張って応募しようかという気持ちになってくれるときはいいんですけども、こちらから「始めからJVで」というのは少し違いますね。そのためにも、県の方がしっかりと生涯学習というものに考え方をもってやるのが大事なんだろうと思います。そこができていないところが今問題と感じています。

#### ○山本教育長

新しい教育振興基本計画をこれから作っていくんですけども、その中で人生100年時代を見据えたようないろんな発想を盛り込む必要があると思いますので、その中で生涯学習センターが今まで持ってなかったような機能やあり方を持つんだと検討していくようなそんな流れかなと思って、聞かせていただきました。次の指定管理を募集するときは、そうした考えがきちんと示せて、それに基づいて新しい管理者が決まるように。

○中島委員

それが、県の個性を出すことになるんじゃないかなと思っていて。鳥取県とか島根県は100歳以上の人口比が多いですよ。そうすると、じゃあそういう状況の中で生涯というのを自己研鑽とか、人との関わりという意味で、こういうふうに設計していきますということを置いて、その中核的施設としての生涯学習センターですという言い方がきれいにできると。

○島田社会教育課長

そういう位置づけと理解していますが、それがちゃんと示せてない。

○中島委員

現状についての課題認識というのは残念ながらあんまり出来てないね、ということは共有できていると思うので、お願いします。

○山本教育長

他にはいかがでしょうか。

○鱸委員

文部科学省が出した「運動活動の指導ガイドライン」とスポーツ庁が出した「活動の在り方に対する総合的なガイドライン」というのは、実際に具体的なところに違いはあるんですか。それとも方針的な、立場上の違いのガイドラインで、だいたい一緒という感じなんですか。ガイドラインというのは、基本的には、これを絶対にしなければいけないという問題じゃなくて、今の現状に合わせてこのガイドラインに沿ってやるということで、絶対にこうじゃないと訴えられるとかいう問題じゃないと思います。そうすると同じガイドラインというキーワードで、二つあるとちょっと困ることが出てこないかなと思ったんですけども、その辺どうですか、内容的には。

○住友体育保健課長

文部科学省が平成25年に作った運動部活動の指導のガイドラインというのは、体罰の関係だとか、事故防止というのがメインで、スポーツ庁が作ったのが運動部活動全体の在り方というか、そういうガイドラインで、必ずしも守らなければならないものではないのかもしれませんが。ただ、今年度、中学校の部活動指導力向上というのを国が作ったんですけども、たぶんこのガイドラインを作っていないと、例えば来年度補助金がもらえないというような縛りが出てくると思います。

○鱸委員

そうすると、スポーツ庁のガイドラインというのがいま大きく動く、広がる。

○住友体育保健課長

もっと普及していこうと。

### ○鱸委員

こちらのガイドラインがメインということで、煩わしいですね。同じ運動部活動の総合的なガイドラインと指導のガイドラインちょっと違う。「指導」の文字が入っているんですね。わかりました。

### ○住友体育保健課長

文化庁から「文化部活動のガイドライン」というものもあります。

### ○若原委員

ガイドラインは私立の学校・学校法人の学校も同じですか。心配する必要もないかもしれないけれども、このガイドラインに基づいて、各学校で活動方針を作れと。それに違反した場合、何かペナルティーがあるかどうか。

### ○住友体育保健課長

まず、都道府県がガイドラインを作りますが、それを参考に私立学校も作るという流れになっていますので、必ずしも同じガイドラインになるとは限らないということになります。国のガイドラインでは、部活の休養日は週2日となっていますが、島根県の高校では、週1日にするという方針になると聞いております。鳥取県としての対応はこれから考えているところです。

### ○足羽教育次長

休養日等はあくまでも方針ですから、毎週きちんとそうなるのか、あるいは大会の直前であれば、この月は2日じゃなくても1日だけ、しかも平日だけで休養をとって、土・日は集中して大会の好成績に向けてというやり方も、柔軟に弾力的に考えることができるんじゃないかと。ある程度そういう幅を持ったような方針で、がんじがらめにしないような形が望ましいのではないかと。

### ○若原委員

でも、あんまり骨抜きになってもいけないので、やっぱり公平性を担保しないといけない部分もあるのかも。競技団体によって、資格停止とか、出場停止とかそういうようなペナルティーがあるのかもわからないですけど。

### ○足羽教育次長

懸念されますのは、そういうことが生徒や保護者からのクレームで「あそこはやっとなるがな。なんでうちは」というようなことは、なかなか説明がしきれないようになるので、そことのバランスをいかに図っていくかというところが、ちょっと方針としての難しいところかという感じがします。

### ○中島委員

運動部の話で、スポーツ庁から出ているガイドラインということで、さっき文化庁からという話もあったんですけど、一つはもともと体罰とかいうことの中で、加熱するというようなことなので、してはいけないことを提起していきましょうという側面

が一つあると思うんです。もう一つは部活動というのは、科目の勉強とは違うところで、それぞれの個性を伸ばしていくという意味ではスポーツも文化部も同じ価値だと思うんですよね。そうしたときに、いま一つの課題としては、生徒数が減少する中で、子どもたちに必ずしもその運動を文化も含めて、やりたいことが必ずしもやれないじゃないかという問題があると思うんですが。そうすると主には中学ということになるのかもしれないけれど、中学生においてどういうふうにする文化もスポーツも含めて、やりたい機会の保障をしていくのかということ、それを県がどれぐらいまで関わろうと考えるのかということについては、何かしら考えをまとめた方がいいのか、まとめなくてもいいのか、どっちなのかなあとって、今お話をお聞きしていたんですけど、どうなんでしょうね。

#### ○足羽教育次長

保障できる面となると、地域総合型スポーツクラブとか、もう少し幅広い視点を取り込んだ活動にする必要があると思いますし、また更に中体連・高体連という主催団体の大会は学校単位が原則というルールがありますので、これを覆すとか。統廃合による合同チームしか認められていない現状から、そういうことが、部活動がおっしゃるようにどんどん縮小して数が減っていく、やりたいことができないから私はこの地域型に入って、これで全国を目指すというようなことができるような大きな体制の仕組みも変えていく。そこには中体連・高体連はどう考えるという大きな全国的な仕組の改編が必要になってくるでしょうし、そういうことも一方でしながら、鳥取の地域の中で出来るのはどうなんだろうかと、どこまでだったらいいのか、それが上につながらなければ、子どもたちもそっちに向かわないでしょうし。それらを総合的に考える必要があるということで、スポーツ少年団や地域総合型スポーツクラブ、一方で体協の方、競技力向上、その辺とどう調整を図るかがポイントになっていくんだろうと思っています。

#### ○中島委員

スポーツについてわからないのは、やっぱりスポーツは当たり前だけど勝とうとしたいじゃないですか。全力を尽くして勝とうとするということにおそらく意味があって、その勝とうということと、ずるいことをするとか、他者を尊重しないとかということじゃなくて、ちゃんとしたルールの中で他者を尊重して、しかし勝とうとするということが目標で、そうすると全国大会につながっていなければ、やる気が起きないとかということって、本当にそうなのかなと一つは思うんですよ。別に一生懸命やっつて何かの大会があって出られて、それで自分の力が試されればいいじゃないかという考え方も自分だったら持つかないという気もするんですけど、そこら辺の実際の皆さんの感覚がわからないなあとて思います。あとは文化系において、子どもたちは本当はこれをやりたいけれども、何かできないみたいな理由があるのかなのか、その辺のことってというのは、誰も調べてないのかもしれないなとて思ったりして。あるいはすごく安直なんですけど、いまアニメとか漫画が人気があって、鳥取県がマンガ王国とか言っている中だと、漫画部を振興していきましょと、県内の中学校で複数の学校がまとまってもいいから、漫画部とかアニメ部とかつくりましょと、それで例えば指導者を県の方で講習会みたいなものやって、漫画振興やりましょみたいな考えだ

ってあるんじゃないかなと思うんですよね。確かにこういう運動部の適正化というところもすごく大事だけれども、もう一つ子どもたちのやりたいことの支援、才能を伸ばすという視点の中での運動部・文化部双方をにらんだ盛り上げ案みたいなものも考えられていいんじゃないかなという気もしています。

#### ○鱸委員

高校単位じゃないと出れない。例えば、競技団体によっては、花園なんかのラグビーは、あれは何校か一緒にチームをつくってもいいんじゃないですか。だから競技団体によってそういう大会の参加の基準を作っているところもありますよね。どうですか。鳥取でもなんかそういうので出たケースはないですか。

#### ○住友体育保健課長

県の大会は合同で出られます。ただ、全国大会については認められていない。だから、ラグビーだけでなく、他の競技についても県では合同チームは認められてはいるけど、優勝しても全国大会には出られないです。

#### ○鱸委員

例えば野球なんかでも、県の大会は合同チームで出れるわけですか。そういうことですか。ただ、そこで優勝しても出れない。

#### ○足羽教育次長

中島委員がおっしゃったように、全国大会に行く考えはない子どもたちも当然いるわけです。チームが全国を目指すという中で、自分の行き場所がやっぱりないというんじゃないかな。そういう部分も部活にはあるんですね。だから後半おっしゃった文化系については、けっこうこれは個でやる部分もあります。逆にオーケストラともなればスポーツより厳しいぐらいとよく言われますが、そういう部の性質や特性によっても、なるべくそちらにも当然門戸というか、子どもたちが出られるような生き方、それを含めた部活動を考えないと、そのためには顧問を複数付けなければ、この辺は柔軟に状態・状況によって考えていかなきゃいけない。文化部も当然大事にしながらいきたいと考えております。

#### ○若原委員

大学の同好会というわけにはなかなかいかないですからね。

#### ○足羽教育次長

大人の責任でやる大学生と、学校管理下の中でやる中学生の活動とは、好きなものが集まって、ぼくらがやりますということには大学生と違って、中学生・高校生ではなかなかできない。放任しておくわけにはいかない。

#### ○鱸委員

スポーツ庁が出しているガイドラインを見るときに、子どもの障がいを考えると確かにやっぱり土・日はどっちか休みなさいというのは現実に当たっている面が多いで

すね。特に中学生では。本当に野球なんか連投の試合がオーバーワークで、それは投げ方が悪いというんだけど、そうじゃないよというのが整形外科の医学界で百パーセントです。それからアメリカでは、ぼくはいつもこれを見ながら指導するんですけども、ピッチスマートという表があるんですよ。年齢がずっと書いていまして、1日投球数上限が17・18歳では105球、それから7・8歳では1日に50球、こういうふうにあるんですよ。今言ったように学校のスポーツの中で1日休ませる、土・日の一つは休みにしますといっても、実際に肘を痛めてくる子は一般のチームでもまたやるということがあるので、学校の顧問の先生は必ずその子全体のパターンを見ておくことが必要だと思いますね。ですから、特に中学校にスポーツ庁が限定したようなガイドラインを作っているのは、いろんな面があると思いますけれども、一番障がいが起こるのは中学生なんですね。どうしてかということ、小学生は嫌ならやりません。動きません。親がついてくる。だけど中学校になると、一つのチームで社会性もできて、やっぱり自分からは言えないということがあります。一つのチームの中でやることですから。そのときに関節がまだできあがっていない。小学校から継続した障がいが続いている。ですから中学校が一番障がいとなる原因の時期になるので、スポーツ庁もやっぱり土・日はやめさせる。これは働き方改革とマッチングしています。逆にマッチングさせたら子どもの現実にはスポーツ量が多くなる可能性があるかなと思ったりするので、学校教育の立場からすると、減らしました、してませんじゃなくて、野球だったら、顧問の先生は「この子はこういう活動してるよね」ということはご存じだと思うんですけど、その辺で少し指導があってもいいのかなという感じでおります。日本整形外科学会では、いかに投球数をわかってもらうかという、高校になりますと、甲子園の日、日本整形外科学会のドクタースタッフがある一定のことができないければ、「あなた出れません」と言えるようなところまでできているんですが、小学校・中学校は規制がかかっていないんです。ですから本当に対応する子が現実に診ると手術する位までするんだ、なんでそこで止められないのかと思う子がけっこう多くて、その辺のところも今回の働き方改革の中に一緒にしてもらって、オーバーユーズという問題は教育委員会にも県の体協とも一緒になってやっていただきたい問題だなと思います。

#### ○山本教育長

大きな課題なので、一度また別途取り出して少しご意見聞くような会も設けさせていただきたいと思います。そのほか報告事項に関してありますでしょうか。

よろしければ、以上で報告事項は終わりたいと存じます。

#### 5 その他

##### ○山本教育長

その他各委員の皆様方から、なにかありましたら発言をお願いします。

それで定例教育委員会は、これで閉会をいたします。次回は7月18日午前10時から定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

御起立ください。以上で本日の日程を終了いたします。